

# マイナンバーカードの 各種窓口を開設します

☎ 市民課 ☎027-898-6101

前橋市の申請率は82%超に! 証明書のコンビニ交付など、これからもっと便利に使えるようになります!



- 休日・平日夜間に受け取り窓口を開設  
マイナンバーカードの受け取りができる、休日窓口と平日延長窓口を開設。マイナポイントの申込期限間際は窓口の混雑が見込まれます。案内ハガキが届いたら早めに受け取りに来てください。なおマイナンバーカードの申請はできません。
- 🕒 (休日窓口) 6月11日(日)・25日(日)、8時30分～12時 (平日延長窓口) 6月13日(火)・27日(火)、19時まで (混雑状況により受付時間内でも締め切ることがあります)
- 📄 通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類 (ない人は健康保険証や年金手帳など2点)

- 買い物ついでに申請  
マイナンバーカードの申請を出張して受け付け。受付時間は10時から16時までです。なお、混雑状況により受付時間内でも受け付けを締め切ることがあります。申請時に顔写真を撮影し、本人確認と暗証番号の設定を実施。必要書類がそろってれば、カードは後日、書留郵便で自宅に郵送します。
- 🕒 6月17日(土)・18日(日)、10時～16時
- 📍 けやきウォーク前橋2階けやきホールA (文京町二丁目)
- 📄 通知カード、顔写真付きの本人確認書類 (ない人は健康保険証や年金手帳など2点)

座情報のわかるもの  
マイナンバーカードの暗証番号4桁、使用するキャッシュレス決済サービスの登録情報など、口座登録をする場合は口座情報のわかるもの

マイナポイント制度については  
☎0120-95-0178  
☎027-898-6994  
支援窓口については未来政策課

選んだキャッシュレス決済サービスのポイントが最大2万円分付与されるマイナポイント第2弾への申し込み支援を実施。対象は、2月末までにマイナンバーカードの申請をした人。申請期限は9月末までです。健康保険証の利用登録や公金受取口座の登録も支援窓口で併せて実施しています。

🕒 (市役所12階特設窓口) 平日9時～17時 (大胡・宮城・粕川・富士見支所) 平日9時15分～17時15分 (けやきウォーク前橋 (文京町二丁目)) 毎日10時～18時

申請期限は9月末まで  
マイナポイント  
第2弾

# 新型コロナワクチン接種 令和5年春開始接種の予約を受け付けています

☎0570-0567-02 (全日8時30分～17時15分)

- 7月2日(日)までの予約を受け付け  
令和5年春開始接種の接種期間は8月31日(木)まで。接種対象者は、期間中にオミクロン株対応ワクチンの接種を1回受けることができます。
- 👤 ①65歳以上の人 ②基礎疾患がある人 ③医療従事者・高齢者施設などの従事者  
対象者への接種券は発送済み。手元に接種券がない対象者や新たに対象者になり接種を希望する人は接種券発行申請をしてください。なお、7月・8月分の接種予約は6月下旬に受け付けを開始予定。予約受付開始日は決定次第、本市ホームページでお知らせします。

春開始接種を終えた人や対象外の人への次回のワクチン接種は、2回以上接種を受けた人を対象に9月から令和5年秋開始接種を実施予定です。詳しくは決定次第、お知らせします。

- 予防接種健康被害救済制度  
予防接種の副反応で生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害を生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度があります。健康被害救済制度について詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko\_fukushi/1/3/3/36556.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_kenkouhigaikyusai.html

# 国保加入者の 医療費・食事療養費の 窓口負担を軽減

☎027-898-6249

国民健康保険の加入者に医療費などの軽減措置があります。病院などの窓口に限度額適用(標準負担額減額)認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までに(表1のとおり)。なお、マイナンバーカードの健康保険証の申し込みをすると、自己負担限度額の適用が受けられるようになります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額(表2のとおり)。70歳以上の国保加入者で、区分が現役並みⅢと一般の人は、被保険者証兼高齢受給者証(一体証)が認定証の代わりになります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



区分	限度額				
	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)			
70歳未満 ※1	基礎控除後の総所得901万円超	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円		
	基礎控除後の総所得年間所得600万円超901万円以下	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円		
	基礎控除後の総所得年間所得210万円超600万円以下	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円		
	基礎控除後の総所得年間所得210万円以下	5万7,600円	4万4,400円		
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円			
70歳以上	現役並み所得者 ※2	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	
		Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
		Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
	住民税非課税	一般	1万8,000円 (年間限度額14万4,000円)	5万7,600円	4万4,400円
		低所得者Ⅱ 世帯主と国保加入者が住民税非課税の人	8,000円	2万4,600円	-
	低所得者Ⅰ 住民税非課税で、各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯の人(年金収入は控除額を80万円として計算し、給与所得が含まれている場合は給与所得額から10万円を控除して計算)		1万5,000円	-	

※1 所得は、同一世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計  
※2 現役並み所得者：一部負担金の割合が3割の人  
※3 過去12カ月間に4回以上高額医療費に該当している場合の4回目からの限度額

対象	1食当たり負担額	
下記以外の人	460円	
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱの人	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
表1で低所得者Ⅰの人	100円	

● 国保加入者の認定証の更新  
認定証は7月末が有効期限です。昨年8月から本年2月までに認定証を使用した国保加入者には、6月中旬に申請書を送付。認定証の更新が必要場合は、必要事項を記入し返送してください。後日、交付対象者には認定証を送付します。